21

評価表 NO.

所管部課名 担当者 久留文弘 農林水産部 畜産課 事務事業名 畜産施設整備事業補助金 根拠法令 畜産施設整備事業補助金交付要領 補助経過年数 11年以上15年以下 令和2年度 国県支出金 一般財源 その他 その他の内容 予算額 8,880 千円 千円 8,880 千円 千円 指標名 目標値 目標年度 成果指標① 整備件数 54 令和7年度 成果指標② 肉用牛生產額 78.0億円 令和7年度 農業者の組織する団体又は肉用牛農家(各地域和牛振興会・肥育農家) 補助対象者 畜舎、堆肥舎等の新築及び増改築並びにスタンチョン・回転柵・哺育ゲージ等施設整備及び 補助対象経費 省力化に要する経費 本市の主幹作物である肉用牛の増頭を図り、生産基盤の強化及び効率的な飼育体系を確立する ため、簡易牛舎等を整備推進し、その建築・資材費の一部支援をする。 補助対象事 業・活動の内 容 □運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 口その他 分類 補助金額又は 牛舎・堆肥舎等施設上限50万円(1/3)・資材・器具等上限20万円(1/3) 補助率 上記項目の 積算方法

	項目		平成29年度		平成30年	度	令和元年度	
補助を受ける事業(団体)			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合 (%)	金額(円)	割合(%)
	収入	自己資金	89, 451, 927	87. 5%	24, 417, 273	73. 8%	26, 073, 931	76. 1%
		会費収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		事業収入	89, 451, 927	87. 5%	24, 417, 273	73. 8%	26, 073, 931	76. 1%
		寄付金・その他助成		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		市補助金	12, 821, 000	12. 5%	8, 648, 000	26. 2%	8, 189, 000	
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		(前年度繰越金)		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		計	102, 272, 927	100. 0%	33, 065, 273		34, 262, 931	100. 0%
	支出	事業費	102, 272, 927	100. 0%	33, 065, 273		34, 262, 931	100. 0%
		人件費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		その他事務費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
等				0. 0%		0. 0%		0. 0%
の		(翌年度繰越金)		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		計	102, 272, 927	100. 0%	33, 065, 273		34, 262, 931	100. 0%
	支出計/前年度支出計				32. 3%			
	自己資金/前年度自己資金				27. 3%			
	翌年度繰越金/市補助金		0. 0%		0. 0%			
交付件数		5件(14回)		5件(9回)		5件(10回)		
成果指標の推移①		56カ所		37カ所		54カ所		
成果指標の推移②		86. 5億円		76.8億円		75. 1億円		

【前回評価】平成29年度「現状のまま継続」

【事業のPR方法】地域の振興会総会や事業説明会を通し周知

【費用対効果】畜産農家の施設整備等の経費抑制や労働力軽減、規模拡大等の一翼を担っている。

【補助事業以外の事業】該当なし

【その他】施設整備により、労力の軽減及び作業の効率化が図られる。

畜産施設整備に関しては、当該補助事業しかなく現状のまま継続したい。

特

〈補助金の視点別評価〉 【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】						
要件	項  目	評価	評価した内容についての説明			
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等 の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の 福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	生産農家で構成された生産者組織及び肥育農家であり、本市畜産振興に寄与している。			
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への 支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への 支援が必要である。	A	施設整備に多額の資金を要するため、農家等の経営基盤の安定強化を図る上で、当面の間支援は必要である。			
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	畜舎等の整備に対する農家の要望は多く、生産性向上や 労働力軽減、規模拡大につながっている。			
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接 実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当で あると明確に認められる。	A	補助金等交付要綱で定めた補助金対象者である。肥育農家を除き和牛振興会が事業主体となることで、会員の事務手続きの簡素化に繋がっている。			
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。		効率的・効果的な飼養管理・省力化を図ることを目的 に、多くの農家は当該事業の活用しか出来ないことから 妥当である。			
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。 (交付要綱の補助基準)		畜産施設整備事業補助金等交付要領に規定されている。			
〈補助金の見直し結果〉						
	≪今後の改革の方向性≫		≪視点別評価≫			
	■現状のまま継続		公益性 ⇒ □高い □低い			
			2 <del>- 1</del>			

	≪今後の改革の方向性≫		≪視点別評価≫				
	■現状のまま継続		公益性	$\Rightarrow$	口高い	□低い	
計価(一次)結	□見直しの上で継続		必要性	$\Rightarrow$	口高い	□低い	
	⇒今後の方向性 □充実		有効性	$\Rightarrow$	口高い	□低い	
	□移管・統廃合		適格性・妥当性	$\Rightarrow$	口高い	□低い	
	□縮小		≪今後の改革の方向性≫				
	□休止・廃止		□現状のまま継続				
	≪上記方向の理由≫		口見直しの上で継続				
	高齢化等も進んでいる現状を鑑み、効率的・効果	外	⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合				
	的な飼養管理・省力化を図れる当該事業の活用は 不可欠であり、現状のまま継続したい。	部 評					
		価		□縮⊄	J\		
		結果	□休止・廃止				
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための 手段・計画≫	未	≪まとめ≫				
果	于校·司画//						

## 畜産施設整備事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則(平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例(平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。)を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱(平成19年薩摩川内市告示第100号)第2条の表に掲げる畜産施設整備事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

- 第2条 補助金は、農業者の組織する団体又は本市に住所を有し市税等の滞納がない肉 用牛農家に対して交付する。
- 2 畜産施設整備事業補助金に係る補助事業等は、畜産農家が牛舎等の施設整備を行う ものであること。

(補助金の額)

- 第3条 畜産施設整備補助金の額は、予算で定める額以内とし、次に定める額とする。
  - (1) 畜舎、堆肥舎の新・増改築に対し、50万円を上限に事業費の概ね1/3の額
  - (2) スタンチョン、離乳ゲージ等に対し、20万円を上限に事業費の概ね1/3の額(補助対象経費)
- 第4条 畜産施設整備補助金は、畜舎の新・増設及び堆肥舎の新設並びにスタンチョン、 離乳ゲージ及び簡易堆肥舎等の施設整備に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 畜産施設整備事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する 日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

- 第6条 畜産施設整備事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。
  - (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に畜産施設整備事業補助金を交付すること が適当でないと認められる場合

(実績報告)

- 第7条 畜産施設整備事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と 認める書類は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について、当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
  - (2) 当該補助事業等に係る着工前及び完成写真
  - (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書

(4) 前3号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 畜産施設整備事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、 本市畜産農家の経営の安定をもって測定する。

(補助事業者等の責務)

第9条 畜産施設整備事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産 振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 畜産施設整備事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、 平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要 の措置を講ずるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 畜産施設整備事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、 平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要 の措置を講ずるものとする。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。